

一般社団法人全日本かるた協会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本かるた協会（以下「本協会」という。）の表彰制度に関する規程を定めるものである。

(表彰の対象)

第2条 本協会は、次の各号に該当する場合に表彰する。

- (1) 本協会の発展に顕著な功績があった個人又は団体
- (2) 国家、社会的に貢献し、本協会の名誉を著しく高めた個人又は団体
- (3) 本協会の役員として永年貢献した者が退任する場合
- (4) 競技大会における特別な記録を樹立した個人又は団体
- (5) その他、表彰に値する功績のあった個人又は団体

(表彰の種類)

第3条 本協会は、次の各賞を制定し表彰するものとする。

- (1) 特別功労賞
- (2) 功労賞
- (3) 百人一首奨励賞
- (4) 永世名人、永世クイーン
- (5) 競技大会特別記録賞
- (6) 競技会年間賞
- (7) 特別記念事業表彰

(表彰の時期等)

第4条 特別功労賞及び功労賞は、総会の席上において行う。ただし本部役員在任中の者は、功労段位の允許・免許を除きその他の表彰を行わない。

- 2 百人一首奨励賞は、総会又は受賞者最寄の主催大会会場において行う。
- 3 永世名人、永世クイーンの称号授与と表彰は総会の席上において行う。
- 4 競技大会特別記録賞は、当該大会の席上において行う。
- 5 競技会年間賞は総会の席上において行う。
- 6 特別記念事業表彰は、当該記念事業の会場において行う。

(表彰の内容)

第5条 表彰は、表彰状又は感謝状を授与し、記念品等を贈る。

- 2 特に必要な場合は、前項の表彰に加え、称号を贈り顕彰する。

(特別功労賞の基準)

第6条 特別功労賞の基準は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号から第3号に該当する功績があると理事会が認めた個人又は団体
- (2) その他、上記各号に準ずる格別の功績のあった個人又は団体

(功労賞)

第7条 功労賞は役職及び在任1年あたりの基礎点を基に、次の基準により表彰する。

- (1) 第1級表彰 基礎点数の合計が 700 点に達した者
- (2) 第2級表彰 基礎点数の合計が 500 点に達した者
- (3) 第3級表彰 基礎点数の合計が 300 点に達した者
- (4) 第4級表彰 前号の点数に未達ながら本協会の発展に尽力した者

(功労賞の基礎点数)

第8条 前条の基礎点数は、在任1年あたり次のとおりとする。

- (1) 会長 120 点
 - (2) 副会長・専務理事 120 点
 - (3) 常務理事・理事・監事 80 点
 - (4) 支部長 70 点
 - (5) 都道府県協会長 60 点
 - (6) 登録会会長・連絡責任者又はこれに準ずる者 50 点
 - (7) 本部専門部員等これに準ずる者 40 点
- 2 在任期間中上記各号の要職を兼務する場合は、いずれか高い方を基礎点数とする。
- 3 前条の第4号の表彰は、理事又は支部長から推薦があり理事会で認めた者とする。

(百人一首奨励賞の対象)

第9条 百人一首奨励賞は、百人一首の普及・振興、競技かるたの指導、競技大会の開催等地道な活動に対し、この賞を贈り奨励する。

- (1) 競技かるたの指導・普及に顕著な実績を上げている個人又は団体
- (2) 競技かるた大会を永年に亘って開催してきた団体
- (3) 小倉百人一首に関する調査研究、広報、企画活動に顕著な業績を上げた個人又は団体
- (4) 有意義な百人一首教材の開発、指導書の発表等を行なった個人又は団体
- (5) その他上記に準ずる活動を続けている個人または団体

(百人一首奨励賞の選考方法)

第10条 百人一首奨励賞は、理事又は支部長の推薦により、理事会で認めた個人又は団体を表彰するものとする。

(タイトル戦の永世称号)

第11条 本協会は、名人在位を連続5期又は通算7期保持した者に「永世名人」、クイーン在位を通算5期保持した者に「永世クイーン」の称号を贈り表彰する。

2. 本協会は、全日本選手権大会、全国選抜大会、全国女流選手権大会をそれぞれ連続3期又は通算5期保持した者に、それぞれ「永世選手権者」「永世選抜覇者」「永世女流選手権者」の称号を贈り表彰する。

△1

△1

(競技大会特別記録賞)

第12条 本協会は、次の者を対象に競技大会特別記録表彰を行う。

- (1) 本協会主催大会及び公認大会において以下の実績を残した者
 - ア. 同一大会（個人戦）において通算5回優勝した者
 - イ. 小・中学生及び高校生大会においてそれぞれ全学年で優勝した者
 - ウ. 団体戦に通算5回優勝した団体
 - エ. 本協会主催大会及び公認大会A級優勝通算15回、30回、50回にそれぞれ達

した者

- (2) その他 上記に準ずる輝かしい記録を樹立した者

(競技会年間賞)

第13条 本協会は、年度内競技大会におけるA級選手の成績、記録により次の年間賞の表彰を行う。

- (1) 最優秀選手賞 年間最優秀選手を選び表彰する。
- (2) 最多勝利者賞 年間最多勝利者を表彰する。
- (3) 勝率第1位 主催大会及び公認大会年間25試合以上の者の中から勝率第1位を表彰する。
- (4) 三冠 名人位又はクイーン位と全日本選手権大会、全国選抜大会の三大タイトルを同時に保持した者を表彰する。同一年度または同一年での達成であることを問わない。
- (5) 連勝記録賞 年度内連勝記録者を表彰する。
- (6) 最多試合賞 年間最多試合者を表彰する。
- (7) 新人賞 A級入り新人で当該年度及び次年度期間中にA級優勝を果たした者を表彰する。
- (8) その他競技関係者として表彰に値する活躍をした者を表彰する。

△₂

(年間賞選考委員会の設置)

第14条 年間賞の選考は、競技かるた部に年間賞選考委員会を設置し、毎年度末に各賞の受賞者を選考する。

(特別記念事業表彰)

第15条 本協会は、特別記念事業等の開催に当たり、その事業等への貢献に照らして功労者を表彰することができる。

2 なお、その表彰対象は、第2条第1号から第3号に匹敵する功績があると、理事会が認めた個人又は団体とする。

(規程の改廃)

第16条 この規程は、理事会での決議を経て、改廃することができる。

(補 則)

第17条 この規程に定めるもののほか、本協会の表彰制度に関する必要な事項は、理事会の同意を得て、会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、2016年 4月1日から施行する。
2. この規程は、2019年12月1日から改定施行する（改定箇所：△₁印）
3. この規程は、2024年 4月1日から改定施行する（改定箇所：△₂印）